

答弁書第三四八号

内閣参質一八九第三四八号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出クリーニング業におけるクリーニング品の保管期間等に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出クリーニング業におけるクリーニング品の保管期間等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘のクリーニング品の取扱いについては、契約当事者間の合意によるべきものと考えており、御指摘の法整備や通達等の発出を行うことは考えていない。

三について

クリーニング業を経営するに当たっての費用負担は、サービスの対価として利用者が支払う料金によって賄うことが原則であり、原油価格の変動に対しては、料金に適切に転嫁されることが望ましいと考えている。なお、株式会社日本政策金融公庫が行うクリーニング業等の生活衛生関係営業に対する貸付制度の周知については、引き続き努力してまいりたい。

